

別表十(六)

18欄、33欄、38欄、43欄及び48欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により記載した金額については、適用額明細書の記載は必要ありません。

① 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業年度
法人名

I 収用換地等の場合の所得の特別控除等に関する明細書				18欄	
譲渡	公共事業者の名称	1		譲渡経費の額の計算	円
	公共事業者から買取り等の出を受けた年月日	2	平 . . .	譲渡(5) + 当期で、特別	
<p>38欄</p> <p>特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の</p> <p>①租税特別措置法の条項欄に、 「第65条の4第1項」、 「平成24年旧措置法第65条の4」又は 「平成23年旧措置法第65条の4第1項」</p> <p>②区分番号に、「00358」</p> <p>③適用額欄に、当該別表十(六)38欄の金額(円単位)を記載してください</p>			円	<p>収用換地等の場合の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の</p> <p>①租税特別措置法の条項欄に、 「第65条の2第1項」、「第2項」又は「第7項」※</p> <p>②区分番号に、「00217」</p> <p>③適用額欄に、当該別表十(六)18欄の金額(円単位)を記載してください</p> <p>※「第65条の2第1項」 収用換地等により特別控除の適用を受ける場合</p> <p>※「第65条の2第2項」 換地処分又は権利変換による交換取得資産とともに取得した補償金等について、特別控除の適用を受ける場合</p> <p>※「第65条の2第7項」 特別勘定を取り崩して益金の額に算入した場合に、特別控除の適用を受ける場合</p>	
	同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	7		特別控除額の計算	
	譲渡資産の帳簿価額	8		特別控除残額	5,000万円 - (16)
	のうち補償金等の額に	9		特別控除額	((14)又は(15)と(17)のうち少ない金額)
<p>43欄</p> <p>農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の</p> <p>①租税特別措置法の条項欄に、 「第65条の5第1項」</p> <p>②区分番号に、「00220」</p> <p>③適用額欄に、当該別表十(六)43欄の金額(円単位)を記載してください</p>			円	<p>特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特別控除額の計算</p> <p>当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額</p> <p>1,500万円 - (34)</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定のうち、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額</p> <p>特別控除残額</p> <p>5,000万円 - (36)</p> <p>36</p> <p>37</p> <p>特別控除額</p> <p>((28)、(35)と(37)のうち少ない金額)</p> <p>38</p> <p>当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額</p> <p>800万円 - (39)</p> <p>39</p> <p>40</p> <p>当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定のうち、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額</p> <p>特別控除残額</p> <p>5,000万円 - (41)</p> <p>41</p> <p>42</p> <p>特別控除額</p> <p>((28)、(40)と(42)のうち少ない金額)</p> <p>43</p> <p>当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額</p> <p>1,000万円 - (44)</p> <p>44</p> <p>45</p> <p>当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定のうち、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額</p> <p>特別控除残額</p> <p>5,000万円 - (46)</p> <p>46</p> <p>47</p> <p>特別控除額</p> <p>((28)、(45)と(47)のうち少ない金額)</p> <p>48</p>	
	交換取得資産の価額	22		農地保有の合理化のために土地等を譲渡した場合の特別控除額の計算	
	取得資産につき			特定長期所有土地等の特別控除額の計算	
<p>48欄</p> <p>特定の長期所有土地等の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の</p> <p>①租税特別措置法の条項欄に、 「第65条の5の2第1項」</p> <p>②区分番号に、「00221」</p> <p>③適用額欄に、当該別表十(六)48欄の金額(円単位)を記載してください</p>			円	<p>特定長期所有土地等の特別控除額の計算</p> <p>当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額</p> <p>1,000万円 - (44)</p> <p>44</p> <p>45</p> <p>当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定のうち、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額</p> <p>特別控除残額</p> <p>5,000万円 - (46)</p> <p>46</p> <p>47</p> <p>特別控除額</p> <p>((28)、(45)と(47)のうち少ない金額)</p> <p>48</p>	
	の計 差引譲渡経費の額	27	(25) - (26)	特別控除残額	5,000万円 - (31)
<p>33欄</p> <p>特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の</p> <p>①租税特別措置法の条項欄に、 「第65条の3第1項」</p> <p>②区分番号に、「00218」</p> <p>③適用額欄に、当該別表十(六)33欄の金額(円単位)を記載してください</p>			円	特別控除額	((28)、(30)と(32)のうち少ない金額)
	の特別控除残額	32			
	の特別控除額	33			

別表十(六)
平二十四・四・一以後終了事業年度分